

議会だより

令和4年2月

あっさぶ

No. 116

題字は、認定こども園 長谷川 彩花さんです。



1月28日～「はぜる」餅つき会



STOP!! ジャガイモシストセンチュウ

～日本一のブランド「あっさぶメークイン」を守ろう!～

子育て世帯への臨時特別給付金など9617万9千円を補正

一般会計総額52億3582万6千円

第4回定例会が12月13日招集され、補正予算等18件を審議し、いずれも原案どおり可決されました。

一般会計

歳入歳出それぞれ9617万9千円を追加し、総額52億3582万6千円となりました。

事務事業確定と今後の所要見込額を勘案し、各項目の増減調整が図られています。増額補正された主なものは次のとおりです。

●財政調整基金積立金

(3900万円)

●ふるさとづくり基金寄附積立金

(700万円)

●地域おこし協力隊報償費

(106万1千円)

●地域おこし協力隊起業家支援補助金

(100万円)

●子育て世帯への臨時特別給付金

(2150万円)

●敬老ことぶき商品券

(387万円)

●新型コロナウイルスワクチン接種委託料

(1295万円)

●新規就農奨励金

(100万円)

●観光コンテンツ作成等委託料

(900万円)

質疑応答(要旨のみ)

問 観光コンテンツ作成等委託料の財源となる域内連携促進

進事業費補助金の概要は。

浜塚議員

答 観光、誘客の可能性を探る事業として農泊モニターツアーを行い、動画やデジタルブックを作成し、今後のPR用資料として活用するための補助金です。

問 定年延長制度導入支援業務委託料の内容は。

また、定年延長のスケジュールは。

上戸議員

答 地方公務員法の改正により定年が60歳から65歳に延長されることから、改正が必要な例規集の洗い出しを委託するものです。

定年延長は、令和5年度の退職者から対象になりますが、すぐには65歳までにならず、1歳を2年ずつかけて延長し、最終的に令和14年度の退職をもって65歳で定年を迎えることとなります。

問 地域おこし協力隊起業家支援補助金・新規就農奨励金の内容は。

中山議員

答 地域おこし協力隊起業家

各会計補正予算額一覧表

会計名	区分	補正額	補正後の額
一般会計		9617万9千円	52億3582万6千円
国民健康保険事業特別会計		198万6千円	5億8086万円
介護保険事業特別会計	保険事業勘定	122万3千円	7億1293万4千円
簡易水道事業特別会計		11万6千円	4億1959万6千円

支援補助金、担い手育成条例による新規就農奨励金がそれぞれ100万円交付されます。資金面では様々な制度や資金があり、運営している中で困ったことがあれば町としても助言したいと思います。

問 子育て世帯への臨時特別給付金の内訳は。 山田議員

答 国では児童一人当たり10万円給付ですが、今回の予算に計上した5万円は先行給付であり、残りの5万円はクーポン券が現金にするかは、まだ国の方針が決まっていないため5万円分だけ計上しました。

国保会計

交付金等過年度精算返還金等198万6千円を追加し、総額5億8086万円となりました。

介護保険会計

保険事業勘定において、職員給等122万3千円を追加し、総額7億1293万4千円となりました。

簡易水道会計

職員手当等11万6千円を追加し、総額4億1959万6千円となりました。

条例

●職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定

当町以外の地域で勤務する職員の寒冷地手当の額について、国に準じた地域区分が変更されたことに伴い、本条例の一部を改正しました。

●厚沢部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

基準となる省令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しました。

●厚沢部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

出産育児一時金の変更に伴い、本条例の一部を改正しました。

●道の駅あつさぶ商業施設の設置及び管理に関する条例の制定

道の駅あつさぶ商業施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため本条例を制定しました。

※後段 道の駅あつさぶ商業施設等の指定管理者の指定を参照

契約

4件の契約のうち工事請負契約については、質疑・討論はありませんでしたが、委託契約は、質疑・討論がありました。

●重点道の駅商業施設建設工事建築主体工事請負契約の締結

●重点道の駅商業施設建設工事機械設備工事請負契約の締結

●重点道の駅商業施設建設工事電気設備工事請負契約の締結

■歴史文化情報発信施設システム構築等業務委託契約の締結

質疑応答(要旨のみ)

問 株式会社A社1社との随意契約となった根拠と具体的な選定理由は。 山崎議員

答 地方自治法施行令167条の2の第1項第2号に「契

約でその性質または目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づいて1社との入札を執行しました。

問 予定価格を専門機関に依頼して設定したものの思いが、8500万円に積算された資料の開示を求める。 佐々木議員

答 予定価格は、設計に基づくものです。入札結果は公示してありますのでいつでもみることができます。

問 3月定例会の一般質問で今回、契約の締結で上程されているA社があたかも商業施設の一店舗・映像空間のプロデュースを約束されているかのような内容をHPに載せていることについて質問したが、そのA社が映像システムの構築で今回随意契約に至った経緯は。 香川議員

答 令和3年7月5日に指名願いが提出され、一社しか入札に参加する業者が現れなかったため、随意契約に至りました。

討 論

反対・賛成の討論があり、採決した結果、賛成5人・反対4人（議長を除く）の賛成多数で可決されました。

■反対討論 佐々木議員

今回の歴史文化情報発信施設システム構築等業務委託契約の締結について、先の質疑でいろいろとお聞きしました。

入札予定価格決定に向けてB社が主体となつて6回の協議をした中には、今回随意契約のA社が関与しているという発言がございました。町長は、3月定例会で香川さんの一般質問に、適正な入札をするんだということを発言してございます。昨日の町長の答弁にも関係しますけども、指名願い提出業者が1社であつたから随意契約したと申しておりますが、行政としては、今回金額も高額であり、公平性を欠くことから、他の業者を探した中で競争させるといふ努力は当然なことでないかと思ひます。よつて今回の1社のみの随意契約は、正当な理由とはならないと私は判断いたします。よつて、今回の随意契約については、公平・

公正に欠けた適正な締結とはなつておらず、地方自治法第234条2項の規定に該当しないもので地方自治法に抵触すると考え、本案件に反対するものです。

■賛成討論 高田議員

ただいま佐々木議員が1社の随意契約という言い方をしました。先ほどの理事者答弁の中でそれぞれ入札執行した中で、1社のみの入札であつたので随意の契約になつたということですから、随意契約が、入札をしないということにあたらなひと思ひます。私は、そういう意味で適正にこの契約が行われていると判断して賛成いたします。

■反対討論 香川議員

私は、本議案に対して反対の立場で討論させていただきます。まずは、私が反対する理由を述べさせていただきます。結論から申し上げますと、質疑の中で明白になつた通り本契約は、A社に受注させるため他社の参入を排除し、1社による随意契約を落札率100%、つまりA社の言い値で契約しようとするものではないかと疑わしき部分であり

ます。議案では地方自治法の規定に基づくとしておりますが、その実態は地方自治法に規定されている原則を無視し、競争を排除し、公正を妨げる入札です。意図的にこれを無視したものなのか、法令解釈の誤りなのか、いずれにしても答弁においては随意契約の前提となるA社のみが受注できる理由、または他社と比較してA社に優位性がある点、いずれも証明されておられません。また、3月定例会の私からの一般質問の中で「A社という会社は知らない、無関係である」と町長は答弁されておりますが、今日の私の質疑の中で2、3年前から入つていふと、そのあやふやな回答は、ここにいる議員の皆様、本会議に出席の町部局の皆様、傍聴されていた皆様、取材されていた報道機関、全ての方が聞いており、議事録にも残つています。それが短期間でなぜ今信用に値する会社としてこれだけ高額の業務を随意契約で受注することになつたのでしょうか。よつて私は地方自治法の随意契約要件を満たしていない本議案が否決されることは当然であり、反対すべきであると断言しま

す。道の駅構想は、町民が高い関心を持つている事業である反面、町の広報などを通じてその内容は、十分に町民に伝えることはなされていません。その中でこのような疑問を抱かれる、いや、明らかに法に触れていると思われる議案を可決したとなればその責任は私たち議会議員が負うものであると思ひます。厚沢部町民の皆様のためにも、そして町民から与えられた議会議員の職責としてこの議案に反対いたします。

■反対討論 山崎議員

先ほどの質問の中で申し上げましたように反対の姿勢であります。ひとつには地方自治法施行令167条の2に載つておりますように随意契約できる条件というのがございます。その中のどれを見ても随意契約にもつていくような条件が備わつておりません。先ほどいろいろ指定管理の1社であるということですが、先ほど私申し上げましたように随意契約というのは、契約の相手が固定化し、契約の締結が事情に左右されて公平性を妨げる事態が生ずることもあると申しあげまし

■賛成討論 松村議員

私は、賛成として意見を述べさせていただきます。今回のこの契約の締結については、指名競争入札はできない、1社しか指名されていない、また、1社しか来なかつたという状況の中で、やはりこの工事自体が特殊な内容です。普

通の業者はできません。それとまた、中身も1社ですけども、おそらくこの中には何社も入ってきて仕事すると思います。だからとにかく特殊な工事ということで1社しか指名にならないかと思いますが、その中にも指名競争入札が出来ない場合は、随意契約で契約も出来ると私は判断します。そういうことで賛成をいたします。

指定管理

■道の駅あつさぶ商業施設等の指定管理者の指定

質疑応答(要旨のみ)

問 地方自治法第244条の2第6項で、「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとする時はあらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。」とつたわれているが、現在、商業施設設置条例がない状況で、先行して道の駅新商業施設の指定管理者の指定を行うのは違法ではないか。

香川議員

12月14日審議中断。地方自治法第244条の2第6項の規定により設置条例を定める必要があることから、翌日に議案持ち越し。12月15日、指定管理者制度で行う旨の設置条例案※が上程され、可決。

問 「道の駅あつさぶ商業施設の設置及び管理に関する条例」が制定されたが、設置条例を制定する前に指定管理者を選定する行為は地方自治法違反では。

浜塚議員

答 関係機関等に確認したところ、指定管理者を指定する行為は行政処分であるが、指定管理者の選定する行為は準備行為であり、行政処分にあたらないため、今回の指定管理者の選定は、条例違反、法律違反ではないということです。

問 指定管理者選定委員会での選定経過は。

山崎議員

答 選定委員会は、5段階の採点の基準があり、Cランクの結果となりました。評価の中でCランクまでは合格という評定となっています。計画

ではイベントを行いながら営業することから、この会社社に管理をして頂きたいと思っています。

問 道の駅あつさぶ商業施設等の指定管理者指定は、地方自治法に則って本日制定された「道の駅あつさぶ商業施設の設置及び管理に関する条例」を受けて、再度公募選定することが法を犯さない取り進めではないか。佐々木議員

答 指定管理者の選定については、「地方自治法第244条の2の6項」や、「厚沢部町公の施設に係る指定管理者の指定等手続きに関する条例」等に則り指定管理選定委員会において決めていますので、自治法違反の認識はしていません。

討論

山崎議員より賛成の討論があり、採決した結果、全会一致で可決されました。

賛成討論

山崎議員

私は、指定管理者の代表者Cさんについては賛成します

よ。いいと思いますよ。

だけでも、その過程が悪いんですよ。先ほど私質問しましたよね、選定委員の方々が満点でないと、何か問題があるんですか。それを紹介してないですよ、町長、副町長は。満点は25点でしょう、18点でしょうこれ。だから選考の過程の中で、何かしらあるんですかって、それを紹介して下さいってことだけど、それは答弁してないですよ。それは確かに満点の人もいるかもしれない、1点の人もいるかもしれない。合わせれば18点な訳だから。だから相対的に真ん中ですねと、それ以上に点数付けられないのは何かしら、何かあったんですかと、それを紹介して下さいと言ったけれどもまだ答えて無かったですね。

私は、議事録を紹介して頂きました。それで委員会の中では、実際に申請者との面談をしているんな情報交換をしているんですね。その中で申請者の代表者の方の発想、私素晴らしいと思います。ですから私はこの会社に対しては大きな期待を持っていますし、賛同いたします。

～まちの議会を傍聴しませんか～

次の定例会は3月8日(火)からです。

(一般質問は10:40分頃～)

手続きは、傍聴者名簿に住所・氏名を記入するだけです。

人事

●人権擁護委員

任期満了に伴い、人権擁護委員に谷口匡佐子さん(館町)を推薦することに同意しました。

●監査委員

任期満了に伴い、監査委員に岩田健二さん(字鶴)を選任することに同意しました。

一般質問

聞いてみたい、こんなこと

農業振興対策は

中山利勝議員

持続可能な農業を確立するための振興方策を

洪田町長



中山議員

問

①スマート農業の推進について、今年度までの進捗状況と来年度以降の推進方策は。
②力ボチャやサツマイモの作付増加が見られるが、加工やキュアリング施設の建設の考えは。

答

①現在、24戸の生産者で、GPSガイダンスと自動操舵システム36台、ドローン2台が導入されています。
今後とも、生産者で構成するスマートアグリ推進協議会や生産者個々の声を聞きつつ、持続可能な農業を確立するため、スマート農業の振興方策を検討していきます。
②現在のところ生産者から要望はありませんが、今後は力ボチャの作付面積や販路の確保、拡大の状況等々を検証するとともに、生産者の意向を踏まえて施設整備の必要性についても検討していきます。

質問2

人口減少と空き家対策また集落維持対策は

問

①急激な人口減少が当町において見られるが、空き家・廃屋の活用は。
②地域は限界集落化が進んでおり、果てには消滅集落となりがねないが、防止施策は。

答

限りある財源を有効に使い、施策の取組みを進める

①人口減少の流れを食い止めることは、容易なことではありませんが、限りある財源を有効に賢く使い、雇用の確保等の各施策を着実に進めたいと考えています。
また、現在把握している空き家は、204戸、うち小規模修繕により再利用可能と思

われる空き家は、104戸あり、使える方法、使わせる方法等を吟味しながら進めていかなければならないと考えています。

②集落の地域づくりは地域住民が主体となることが基本であり、今後の地域づくりの方向性を地域で議論することが重要です。

町としては、これまで地域のコミュニティ醸成に向け、各種支援を行ってきましたが、このような支援を引き続き実施しながら、今後とも移住対策や、これからの後継者対策を活かし、人口の減少を食い止めたいと考えています。

質問3

冬道対策は

問

①厚沢部市街地から鶴地区の国道では、交通死亡事故が発生しているが、国とどのような協議したのか。
②町道の危険箇所対策は。

答

必要に応じて関係機関へ要請を行う

①函館開発建設部に対し、防雪柵設置の必要性を訴えたところですが、江差道路事務所には防雪柵設置の連絡がないとのことから、再度、さらに強く要請をしたいと考えています。
②路面状況に応じて、こまめな除排雪体制と融雪剤の散布などの対応をしています。

～議会報告会～

1月の議会報告会は延期となりました。新たな日程は4月5日～7日を予定しています。

※新型コロナウイルスの状況により変更あり

質問 1

**空き家等を適正に管理する
条例の制定は**

山崎孝議員

**空き家等の所有者に対しての
指導に努めたい**

浜田町長



山崎議員

問

当町には空き家条例が制定されていない。また、適正な管理がされず、長期間放置された空き家が増加しているが、
①空き家条例の制定についての認識は。
②空き家等の再利用の方策は。
③空き家解体工事費の行政の一部補助の考えは。

答

①檜山管内においては、せたと江差町と奥尻町の3町で空き家条例が制定されています。平成2年2月に空き家対策特別措置法が国で施行され、所有者は、この空き家等の適切な管理をすること、市町村は、取り壊し等が必要なら

特定空き家に対しては、除去等の指導、勧告、命令等が可能になったところです。条例制定の目的は、法に基づいた対策を補完するものです。

本町の空き家対策は、法の下で十分に効果を発揮しているものと考えますが、条例制定の必要性については、今後、空き家の状況や他市町村の事例を参考に検討していきたいと思っています。

②所有者の意向確認を行い、移住交流用としての活用や、北海道空き家情報バンクへの情報提供や移住住み換え機構への登録を促したいと考えています。

③空き家等は、それぞれ個人の財産であり、所有者が自らで管理することが原則です。公費を投入することは慎重でなければならぬと考えています。

**質問 2
公営塾の運営状況と今後の体制整備は**

問

現在、61名の中学生・高校生が公営塾で勉学に勤しんでいるが、今後の公営塾の運営方策や、移転先である共済組合事務所の改修計画は。

塾生がより良い環境で学習できるように取り組む

答

平成30年度から中学生を対象に公設公営の塾として開設され、志望校の合格や、学力向上など、着実に効果を上げています。現在は、中学生においては70%の生徒が塾を活用しています。また、高校生を対象に、地域の現状や取り組みを知り、自分の住む町について考える「将来の魅力的なまちづくり」の取り組みも行っています。

現在は、ゆいまーる2階の会議室と山村開発センター1階の会議室の2箇所で開催し

ていますが、教室が手狭になっているのが現状です。みなみ北海道農業共済組合道南支所の北斗市への移転に伴い、同施設の町への譲渡の話があり、令和4年3月中旬に引き渡しが行われることになりま

した。新年度に予算を計上し、4月以降に設計や改修工事を行う予定です。現在の不足とされる教室数や、自習スペース等も確保しながら、塾生がより良い環境で学習できるよう取り進めていきます。

質問 1

水田交付金見直しによる厚沢部町農業の展望は

佐々木宏議員

**国の要綱・要領が決まり次第農業
団体と連携し対策を**

浜田町長



佐々木議員

問

①当町の転作面積は。
②水田交付金の廃止による影響は。
③基本的な転作の仕組み維持への取り組みは。
④交付金廃止に伴う農業振興は。

答

①水田面積約1878haのうち7割の1316haです。

②今後5年間でどのくらいの生産者が、制度見直しに対応した作付け転換を行うのか現時点では未定ですが、農家収入に対して大きな影響を与えるものと想定されます。

③今回の見直しは、当町のみならず全国的に大きな影響を及ぼすものです。町としても情報収集を行い、各自治体と歩調を合わせ、状況を見ながら適切に対応します。

④国の動向や各自治体の対応について情報収集に努め、意欲ある担い手が農業を継続出来る生産体制を構築出来るよう取り組みます。

質問 2

住民の足確保は

問

- ①生活維持路線バス運行補助の実態は。
- ②高齢者移送サービスの範囲・送迎要件は。
- ③通園・通学バスを併用活用して交通弱者等の「戸口から戸口までの送迎」は出来ないか。
- ④公共交通に携わる人材の確保と育成は。

地域自らがデザインする地域の交通の実現を目指す

答

- ①生活維持路線運行補助（稲見・富里方面）として1225万4千円と、函館市までの地域幹線運行補助として122万4千円を支援しています。
- ②当町では、移送サービスと外出支援サービス、特別移送サービスがあり、申請・利用登録が必要です。

対象は、町民であり概ね60

歳以上で、移送の支援が必要な方に行っています。

③現在通学バスは、通学だけでなく課外学習や部活の遠征や大会など、休日の運行も行っています。また、こども園の通園バスは乗車シートが幼児用のシートとなっており、大人が座れる仕様にはなっていません。

不定期で、時間帯が定まらない状況での運転手の確保など課題も多いことから、通学バスや通園バスの併用活用は困難と考えています。

④公共交通の将来像を捉えた場合にはデマンドバスの運行などAIやIOTなど最新の技術の導入も必要になるものと考えており、サービスを担う人材不足も懸念されます。いずれにしても、交通事業者を始め関係機関と連携し、地域自らがデザインする交通の実現にむけ、地域住民の足の確保を図ります。

委員会活動

総務文教・産業厚生各常任委員会で行った所管事務調査の内容をお知らせします。

総務文教常任委員会

第2回調査日 10月26日

1 地域再生エネルギー活用 の今後の方向性（太陽光・火力・ガス）について

今年国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次報告では、温暖化の原因が「人間の影響が・大気、海洋及び陸域を温暖化させて来たことには疑う余地がない」と断言された。

日本では、令和2年10月の臨時国会で菅前総理による「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す」宣言がなされ、再生可能エネルギーの導入を最大限目指すとされ、北海道においても令和2年3月に国に先駆け2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを表明し「ゼロカーボン北海道」の取り組みを進めるとしている。

我々の日常生活や経済活動

において、電気はなくてはならないものであり、カーボンニュートラルを目指す上で、再生可能エネルギーといわれる太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの活用は今後必要不可欠なものとなって来る。

当町では、以前から町有地の有効活用と鶴ダムにおける水力発電の可能性について町と議会において協議されてきた経緯があり、これらを踏まえた中で、町は再生可能エネルギーとして太陽光発電や小水力発電に向けた取組みを進め、かつ、町内公共施設等の消費電力確保と町民への安価な電力提供、更には冬の農業生産の活用も視野に入れ、新たな新電力会社を立ち上げ、事業展開を図る意向が示された。

その概要は、町内の民間の資本出資による新電力会社を設立し、まず太陽光発電設備を2か所で98kw、その後事業が軌道に乗った段階で順次小水力発電440kwの設備整備を進め、大手電力供給会社との提携を進めながら既存電気料よりも安い単価設定で電力の安定供給を図っていくという計画である。

予定スケジュールとしては、

令和4年度早々に新電力会社の設立を目指し、あわせて国の補助を活用しながら太陽光発電設備の整備を進め、並行して鶴ダムを活用した小水力発電の事業実現に向けた準備を進めて行く流れである。

当委員会意見として、この取り組みは近年の社会に合うものでありこれからの流れに即したものであるが、会社運営を行う上で、まずは健全な運営を願うとともに、顧客確保に向け町民への再生可能エネルギー等に係る周知と、利用者により利便な料金設定により理解を得るとともに、電気市場においては、売電単価の変動や様々な拠出金・負担等、不確定で流動的な要素もあり、計画どおりに進まない事態も想定されることから、事業の慎重な取り組みを望むところである。

2 学校運営協議会（CS）、GIGAスクール構想、小中一貫教育の取組みといじめ・不登校児童の現状について

当町の学校運営協議会（CS）は、厚沢部小学校が平成30年度に設置、残る館・鶴小

学校、厚沢部中学校も令和2年度に設置された。

各校とも運営委員メンバーは、校長の推薦により教育委員会から任命を受けた保護者、地域住民、学校校長・教員、学識経験者等15名以内で構成されている。

実施状況は、令和2年度は年間3回、令和3年度は2回開催され、教育課程の編成、

学校経営計画の承認や、教育活動への地域人材の協力、児童生徒の状況等について協議が行われている。その内容については、定期で学校、だより等の回覧や学校ホームページ、教育委員会の学校教育、だより等で、掲載され周知されているところではあるが、地域への浸透がもう少しという意見もあることから地域住民への一層の情報発信を心掛けて頂きたい。

GIGAスクール構想における環境整備と活用状況については、国は2020年度に行われた学習指導要領の改訂において、「児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性

を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想」を柱としている。

当町では、全児童生徒へiPadやWindowsパソコンと学年に応じた端末の導入を完了させ、昨年度には全ての学校の校舎屋内全域でのインターネット接続可能な環境整備を行った。

また、それを活用した授業内容では、教育支援ソフト導入による教員と児童生徒間で双方向授業の実施、オンライン英語コミュニケーション事業、学校間合同授業、グループワーク、遠隔授業等多様な拡がりを見せている。今後は教員への教育ソフト研修の充実等により、児童生徒への個性を育む授業展開に期待する。

小中一貫教育については、現行の小学校6年、中学校3年の義務教育9年間を、小学校1年生から小学校4年生を「基礎基本期」、小学校5年生から中学1年生を「習熟・接続期」、中学2年生から中学3年生を「充実・発展期」に再編し、小学校と中学校の円滑な接続のもと、計画的・系統的で、ICTの活用や教科担任制による学力向上、中

1ギャップの緩和・解消、豊かな人間性と社会性の育成、児童生徒理解充実による特別支援教育を可能とする教育を目標とするものである。

これまでの主な流れは、令和元年度に小学校3地区合同説明会を開催、令和2年度には小中一貫ユニットを組織、教員への説明、小中合同の学校運営協議会(CS)の開催。

令和3年度4月には、教育課程部会、生徒指導部会、特別支援部会の3部会による小中一貫教育推進プロジェクトを組織し、一貫教育に向けた協議を進め、その内容を小中合同学校運営協議会で再度協議検討した後、教育長への答申を行えるよう取り組みを進めている状況である。

合わせて、今年度より40年ぶりに学級編成の標準が40人から35人へ改訂が実施された少人数教育では、誰一人取り残すことなく全ての子どもたちの可能性を引き出すため、双方向型・課題解決型授業は児童生徒と教員、子ども同士の対話が鍵となっていて、学習集団の構成人数が増えるなど教員のきめ細やかな対応が難しくなると思われる。また、

支援学級数の増加の傾向もあり、教員の不足や負担増が心配されるところであるが、児童生徒それぞれに対し行き届いた教育を望むものである。

いじめ、不登校については、毎年児童生徒へのアンケート調査を実施し、いじめ等が疑われる案件に関しては、教員が直接対象児童生徒から聞き取り、確認を行うとともに、教育相談の実施や、校務分掌にいじめ防止委員会を設け組織的に取り組みを実施しており、現在はいじめについての発生はない。

不登校については、週数回登校、別室登校、怠学傾向児童生徒が数名見受けられ、学校保健委員会での協議、スクールカウンセラーによる児童生徒・保護者との面談や学校との連絡を密にするとともに、関係機関との連携綿密に対応を行っている。引き続き、児童生徒及び保護者のサポートを継続して進めて頂きたい。

3 学校施設状況(雨漏り、WiFi設置・コロナ対策リモート環境・無線ルーター貸出し状況、洋式トイレ設置、送迎バス管理状況等)について

小中各校とも築年数が37年から46年までと相当年数が経過しており、毎年随時修繕等に対応しているが、一部雨漏りが完全に解消されていない校舎も見受けられるとのことであるが、出来る限り児童生徒に支障が出ないように、出来る限り早急な対応を願う。

また、和式便器の洋式化については、全校4割から5割程度まで普及してはいるが、全校の二ノズを確認しながら、要望がある所は交換を進めて欲しい。

校内WiFi設置は、GIGAスクール構想における要素の一つであり、児童生徒タブレット導入により校内へ早急な整備が必要ことから、令和2年度に全校整備が完了している。コロナ感染予防対策に備える状況下においてリモート環境整備と家庭環境に応じた無線ルーターを貸出する体制の確立は必須事項であり、これまで無線ルーターの貸出し実績は無いものの、遠隔事業を想定したデモンストラレーションも各校で実施し、貸出し準備も出来ている。また、状況によりルーター貸出しだけではなく、一部児

童生徒のみの少数登校も想定しており臨機応変な対応をお願いするところである。

最後に、送迎バスは通学を含め、校外学習等にも活用されているところであるが、地区により走行距離に格差が出る場合には、地域間での車両交換の検討や、一部において老朽化による腐食が著しい車両も見受けられるため、更新等も含め適宜状況確認をしながら児童生徒の移送を進めて頂きたい。

産業厚生常任委員会

第2回調査日 10月12日

1 介護保険事業の運営状況について

町内の介護保険の第1号被保険者数は、令和3年8月現在で1,594人、高齢化率44%と、超高齢社会を迎えた厚沢部町にとっては介護保険事業の運営は、最重要課題であり、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう適切な介護サービスの提供や介護予防の推進等、地域全体で高齢者を支える体制づくりが求められる。

現状の訪問介護を見ると

サービスの業務の拡充とそれに係る人員の配置に伴う収支バランスの維持、介護職員の確保、居宅ケアマネジャーの育成等、在宅ケアを充実させるための体制強化が課題であり、将来的に介護タクシー等のサービスを含め町全体で介護事業を行えるよう社会福祉協議会及びあつさぶ介護サービスの2事業所の今後の存続のあり方について協議が必要である。

介護を必要としない生活を送るための介護予防策としては、厚沢部町支えあい推進協議体を中心とした各地域でのふれあいサロンや、町内会行事等、地域での交流や、支え合いの機会の創出についても、より多くの地域での活動が行われるよう更なる推進が求められる。

また、独居の高齢者に対しては、介護サービスや地域の見守りでは限界があることや、近年では緊急通報システム等の通報機器の技術革新が図られているため、利用者の意向や生活を考慮した上で、以前より推進してきたボタンを押す緊急通報システムに代わる、水道やトイレの使用状況等の生活リズムにより利用

者の異常を知らせる機器の導入について十分検討する必要があると考える。

2 農業振興公社の運営状況について

厚沢部町農業振興公社の過去5年間の決算状況を見ると令和元年度は、少雪によりハウス防除や融雪剤散布の受託作業が減少したことにより売上が落ち込む等、気候の変動に伴う多少のばらつきがあるものの、各年度において良好な運営がされていた。

農業振興公社は、平成5年に農業者の高齢化や過重労働、労力不足といった課題に對して、農業者への労働支援体制の充実を図ることを目的として設立されたものであり、今後の更なる高齢化や労働力の減少が予想されることから、その厚沢部町農業に果たす役割は大きいものと考えられる。

農業振興公社では耕起等の様々な作業を受託しているが、中でもラジコンヘリ防除、小麦播種に次いで売上が高い堆肥散布は、農業者が、マニースプレッダーを所有していないこと等により需要が高い状況にあるが、散布料金が大き

な負担となり、行えない農業者が多くいる。一方、農業振興公社でも繁忙期である春に散布の受託が集中しており、業務体系の負担となっていることを考慮すると、閑散期である秋に堆肥を散布する方法が挙げられる。堆肥は、畑作物の生育・収量が期待され、消耗した有機物の補給や土壌改良効果の観点から、生産現場の営農実態に合わせて散布時期が選択できる体制を整え、秋施用の促進を検討すべきである。また、併せて料金体系の見直しや料金清算の猶予等についても検討し、より多くの農業者が堆肥散布できるように体制づくりを求める。

3 有害鳥獣対策について

有害鳥獣による農作物の被害額は、報告されているものでだけで令和2年度で約5,200万円と甚大であり、今後更なる被害拡大が懸念されることである。調査時点では42名の鳥獣被害実施隊員により巡回や駆除が行われている状況であったが、個人の仕事等の都合により従事できない場合があることや、日の出から日の入りまでという活動

時間の制限等の人的・時間的制約があることから、より柔軟な駆除を可能とする、1名の野生鳥獣駆除員を配置しているが、被害拡大が懸念されるなか、増員し人員体制を整えることが喫緊の課題であると考えられる。

また、自分の農地は自ら守ることが重要であるため、農業者に対して電気牧柵や、はこわなの設置といった主体的な自己防衛に努めるよう、より積極的に啓蒙していくことが望ましい。

令和2年度からはICTを用いた、わな遠隔監視システムが導入されたことにより、隊員の捕獲状況確認のための、わな見回りへの負担軽減が図られているが、餌や、わなの設置状況等の確認のための見回りは必要不可欠であり、現状では出勤報酬として1日5,000円、半日では2,500円が支給されるが、町内の広範囲にわたる巡回や燃料価格の高騰により、隊員にとっては燃料代が大きな負担となっていることから、情勢に合わせた燃料代への支援策についても今後の検討課題であると考えられる。

有害鳥獣対策、特に被害防除における行政の役割は重要であると考えますが、実際に駆除を行うのは鳥獣被害実施隊員であることから、今後も行政と隊員間で意見交換をする場を設け、情報共有を図り、少しでも被害が抑えられることを望むものである。

4 滝野・稲見の農地整備について

事業状況について資料説明を受けた後、現地調査を行った。滝野地区の農地整備については、幹線排水路を整備することにより、山地流入処理や農地表面排水の向上及び捨て水等の排水処理を行うものであり、農産物の品質向上が期待される。

稲見地区については、狭小区画や排水不良を解消するため、区画拡大による生産性向上及び農作業の効率化、また、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を図るものであり、今後の農業者の高齢化及び戸数の減少が危惧される中、担い手への農地集積が進み、経営面積の規模拡大がもたらす効果は大きいと考える。

それぞれ平成30年度から令和6年度までの7年間の事業期間として整備が進められており、事業完了後の滝野地区・稲見地区の活性化と持続可能な農業の推進に期待する。

1月19日 臨時会

第1回臨時会が1月19日招集され、補正予算案など2件を審議し、原案どおり可決されました。

補正予算 一般会計

歳入歳出それぞれ6556万5千円を追加し、総額53億2289万1千円となりました。増額補正されたものは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等です。

専決処分の承認

●令和3年度厚沢部町一般会計補正予算

子育て世帯への臨時特別給付金について、増額補正されました。

議会のホームページをご覧ください！

議会の日程や会議録等の議会情報をお知らせしています。

厚沢部町のホームページから移動するか、「厚沢部町議会」で検索してください。

厚沢部町ホームページアドレス <https://www.town.assabu.lg.jp> →「厚沢部町議会」へ！！



意見書を提出しました

第4回定例会で意見書4件を原案どおり可決し、関係省庁に提出しました。(内容省略)

●コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣

●北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣

●地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣

●令和4年度の米政策に関する意見書

提出先：内閣総理大臣、農林水産大臣

令和3年 厚沢部町議会議員出席状況一覧表

委員会		総務文教					産業厚生				議長
		高田一弥	松村松雄	中山俊勝	上戸昌行	山田克哉	浜塚久好	香川直樹	山崎孝	佐々木宏	鈴木祥司
第1回 定例会	3月9日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3月10日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3月11日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3月12日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3月15日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2回 定例会	6月16日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月17日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第3回 定例会	9月7日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月8日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第4回 定例会	12月13日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月14日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月15日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
臨時会	第1回	2月15日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2回	3月29日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第3回	7月13日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
各常任委員会	3月15日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3月29日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4月6日	○	○	○	○	○					
	6月17日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7月5日						○	○	○	○	○
	7月15日	○	○	○	○	○					
	9月8日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10月12日						○	○	○	○	○
	10月26日	○	○	○	○	○					
	12月15日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議会広報編集 特別委員会	1月8日		○		○	○		○			
	1月19日		○		○	○		○			
	2月1日		○		○	○		○			
	4月8日		○		○	○		○			
	4月22日		○		○	○		○			
	5月7日		○		○	○		○			
	7月2日		○		○	○		○			
	7月13日		○		○	○		○			
	8月3日		○		○	○		○			
	9月30日		○		○	○		○			
	10月13日		○		○	○		○			
	11月1日		○		○	○		○			
議会運営委員会	2月15日			○	○		○	○		○	○
	3月2日			○	○		○	○		○	○
	3月29日			○	○		○	○		○	○
	6月10日			○	○		○	○		○	○
	7月13日			○	○		○	○		○	○
	9月1日			○	○		○	○		○	○
	12月8日			○	○		○	○		○	○

○出席 ▲欠席（公用） ●欠席（葬儀、病欠、私用）

編集後記

今年の正月は寒波襲来で非常に寒く雪も多くて雪かきが大変でしたが、正月といえば初詣ということで、今年も除夜の鐘を聞きながら雪の深い中、神社に参拝にいき、安全祈願をしました。いつもなら子ども、孫たちも連れてお参りをし、おみくじを引いたり、御守りを買ったりして、新しい年の運勢をお互いに見せながら楽しんできたのですが、準備をしていた神社総代の方々にお話を聞いたところ、年々、参拝者が少なくなってきたようです。これもコロナ感染の影響とは思いたくありませんが、今、感染力の強いオミクロン株が発生しています。言うまでもありませんが、マスク、手洗い、消毒、さらに不要不急の外出を控え、コロナが終息することを願っております。（ま）

□議会広報編集特別委員会

委員長 松村松雄
副委員長 上戸昌行
委員 山田克哉
委員 香川直樹